

消費生活安全安心ガイド

- ❶ 悪質商法撃退七ヶ条
- 1 訪問販売はドア越しに應對し家に入れない

2 電話勧誘販売は話を聞かずにきっぱり断る

3 「簡単に」「必ず」儲かるなど、おいしい話は信じない

4 「今だけ特別」「キャンペーン中」など、契約を急がせる場合は要注意

5 他人に財産や家族構成をむやみに教えない

6 親しい人や親切にもらった人の頼み事でも必要のないものは断る

7 契約する前に、家族や消費生活センターに相談する

詐欺や悪質商法は、手を変え品を変えやってきます。

しまった!!
やめた!!

と思ったら まずは クーリング・オフ をしましょう!!

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売などで、思わず契約してしまったあとに、よく考えると必要がなかったり、契約を取り消したいときに、定められた一定期間なら無条件で契約を解除できる制度です。

自分でできるクーリング・オフの方法

1) 契約書を受け取った日を含めて、定められた期間内《左記の表参照》に発信します。はがきなどの書面のほか、電子メール、FAX、事業者ウェブサイト専用フォーム等で申出可能です。

2) 「契約を解除する」旨を記入し、既払金、商品があるときは返金、商品の引き取りを求めます。

はがきの場合は、裏表のコピーをとり、特定記録郵便または簡易書留で送ります。はがきのコピーは、郵便局の証明書と一緒に保管します。

*クーリング・オフをした場合は、信販会社にも契約解除通知書を出します。

販売会社に通知するとき

通知書

契約年月日 〇〇年〇月〇日
商 品 名 〇〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇円
販売会社名 〇〇株式会社
担当者 〇〇〇〇氏

上記契約は解除します。
なお、支払済の〇〇円を返金し、
商品をお取り戻すください。

令和〇〇年〇月〇日
〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇

信販会社に通知するとき

通知書

契約年月日 〇〇年〇月〇日
商 品 名 〇〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇円
販売会社名 〇〇株式会社
販売店名 〇〇営業所

上記契約は解除します。

令和〇〇年〇月〇日
〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	自宅や喫茶店など店舗以外の場所での勧誘（キヤッチセールスやアポイソトメソトセールス、催眠商法は店舗契約も適用）	8日間
電話勧誘販売	業者から電話で勧誘を受けた契約	
特定継続的役務提供	エステティック、美容医療、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービスを継続的に行う契約	
訪問購入	業者が自宅へ訪問してきて物品の購入を行う契約	
連鎖販売取引	マルチ商法など	20日間
業務提供誘引販売取引	内職商法、モニター商法など	

消費生活上の
トラブルで
困ったときは...

帯広市消費生活アドバイザーセンター
帯広市西4条南13丁目 とかちプラザ1F TEL.0155-22-8393

- 聴覚・言語に障害のある方はFAXでご連絡下さい FAX.0155-66-5965
- 相談できる曜日と時間 火曜日～土曜日 10:00～17:00
- 利用できない日 日曜日・月曜日(ただし月曜日が祝日の場合は翌日)、年末年始

あなたをねらう詐欺・悪質商法

ここにはない事例でも、
「おかしい!？」と思ったら、消費生活アドバイザーまで
すぐにご相談ください。

保険金申請サポート

「損害保険で修理できるのでお金は一切かからない。保険金請求を代行する」と言われ申し込んだが保険会社から支払われたのは工事の見積額の半分以下だった。



「何でもいので買取る」と勧誘電話

「不用品はないか」「お皿1枚でも買取る」と電話勧誘を受け、自宅の不用品を処分したいと思い家に来てもらうことに。用意しておいた食器や衣類は見ず、「貴金属はないか」としてくぐ居座られた。



アナログ戻しの電話勧誘

大手電話会社を名乗る人からネット回線を解約し、電話をアナログ回線に戻すと今より料金が安くなる。工事費用はキャッシュバックすると説明された。書面が届き確認すると、有料の生活サポート契約を申し込んだことになっていた。



光回線サービス

「Wi-Fiルーターを無料で提供します! 光回線契約プランを変更すると今より安くなります!」と有名電話会社を名乗って電話。料金明細を見ると、安くなるどころか、高くなっていた。解約には違約金がかかると言われ…。



ロマンス投資詐欺

マッチングアプリで外国人の異性と出会った。2人の将来のためにと投資サイトで投資をもちかけられ、預金や借金で用意したお金を投資した。その後出金も解約もできず、相手との連絡はとれなくなった。



暮らしのレスキューサービス

トイレの故障・不具合などの水回りのトラブル、カギの紛失・開錠トラブルの対応を行う業者にネット広告を見て依頼。その場で作業をされ高額な請求をされた。



還付金詐欺

医療費の還付金をスーパーのATMで受け取るよう電話があり、指示されるまま操作したら、逆にお金を振り込んでしまった!



オレオレ詐欺

「会社の金を使い込んだ。今日中に振り込まないと」と息子を名乗って電話。新しい携帯番号を教えられて、言われるままにATMでお金を振り込んでしまった!



ニセサイト

有名企業の公式サイトで格安になっている家電を購入。商品が届かずよく見ると本物そっくりのニセサイトだった。



怪しい副業

「スヤホで簡単な作業をするだけで誰でも1日数万円稼げる」という副業に登録。副業を始めるにあたり50万円のサポート契約を勧められ消費者金融から借金をして支払った。副業では稼げず、借金だけが残った。



パソコン偽警告

インターネット使用中に大音量で警告メッセージが出た。セキュリティ対策が必要と言われゾリパイド型電子マネーで支払ってしまった。



定期購入

回数縛りなしとの広告を見て電子タバコのお試し購入に申し込んだ。2回目が届き返品を申し出ると定期購入になっており、返品できないと言われた。

